

徳島県個人情報保護審査会答申第142号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

令和元年5月9日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇年〇月〇日と〇月〇日に県（〇〇〇，〇〇〇）と私が協議した関係書類 伺い書含む。県土整備部阿南」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和元年5月21日、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報は、作成及び取得しておらず、保有個人情報が存在しないため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和元年5月28日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和4年2月28日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

^{おう}枉法行為を確認したため。

2 審査請求の理由

条例第20条第3項により次のとおり拒否と決定したが、県は、あるべき書類（県民の財産である法定外施設物の境界確定）の書類を提示し協議したものであり、報告書を出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件決定の理由については次のとおりである。

条例第15条は、一定の場合には、開示を求められた個人情報について実施機関が開示・非開示の判断を行う前の段階で、請求自体を拒否することができる旨を定めたものである。条例第15条第2号では、「開示請求に係る個人情報を保有していないとき。」と定められており、当該個人情報が物理的に存在しない場合が該当する。

本件請求については、〇〇年〇月〇日及び同月〇日に、審査請求人と南部総合県民局県土整備部〈阿南庁舎〉の職員2名が対応した内容を記録した文書を求めていると推察される。

審査請求人が話した内容は、対応した職員1名の私有地と隣接する法定外公共物（〇〇管理）の境界確定に関することについてであり、職員個人の財産管理に係る事項である。

このことについては、私的なことであるから、業務報告書、復命書等は作成せず、上司に口頭による報告を行ったものである。

以上により、実施機関は本件請求に係る個人情報を保有しておらず、条例第15条第2号に該当することから、条例第20条第3項により本件決定を行った。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る個人情報を保有していないと主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る個人情報開示請求書及び審査請求書の記述によると、本件請求に係る保有個人情報は、審査請求人が〇〇年〇月〇日及び〇日に実施機関の職員2名と協議した内容と解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の保有の有無について

実施機関によると、実施機関の職員2名が〇〇年〇月〇日及び〇日に審査請求人と面会をしているが、その内容は当該職員1名の私有地と隣接する法定外公共物の境界確定に関することであり、内容を記載した業務報告者や復命書等は作成していないとのことである。

審査請求人が開示請求書に添付している「協議書」なる文書には「〇〇〇宅の境界確認書の中で、法定外公共物及び〇〇道（及び道路区域）があることを認めると、平成〇年〇月〇日に県職員である〇〇〇氏が署名している。」とあることから、〇〇年〇月〇日及び〇日の協議内容は、職員の私的な事柄についての内容を話していたと認められ、実施機関としては、その所掌する事務とは関係ない事柄について職員が職務上公文書を作成する必要はないと判断したことについて、特に不合理な点はない。

以上により，本件請求に係る個人情報保有していないとする実施機関の説明に，特段，不合理な点はなく，本件請求に係る保有個人情報について，保有していないとして行った実施機関の決定は妥当である。

2 結論

当審査会は，本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果，冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は，次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和4年2月28日	諮問
同 年7月22日	審議（第143回審査会）
同 年9月16日	審議（第144回審査会）

徳島県個人情報保護審査会委員名簿

（50音順）

氏 名	職 業 等	備 考
岩 田 晴 美	四国大学生生活科学部教授	令和4年8月1日から
遠 藤 理 恵 子	弁護士	
篠 原 靖 典	徳島文理大学人間生活学部教授	
竹 原 大 輔	弁護士	
田 中 里 佳	公認会計士，税理士	
松 永 満 佐 子	四国大学名誉教授	令和4年7月31日まで